

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市公衆浴場設備改善事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助、建設的事業補助）
補助の概要	公衆浴場を確保することで、地域住民の公衆衛生の向上及び増進を図るため、公衆浴場設備改善事業に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	営業許可を受けている公衆浴場で、かつ入浴料金の統制額を指定された公衆浴場の経営を、原則として、今後5年以上継続して行う意思のある者
補助対象経費	ボイラー等の主要設備の設置又は更新に要する経費等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限1,200,000円、下限133,000円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	2/3（県1/3、市1/3）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	補助率は2/3となるが、1/3は県が負担するため市の負担は1/3となり1/2を超えない。
数値目標等	A 数値化
	補助対象施設数／3施設（市内浴場施設数）
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、浴場を維持確保する事業のため、数値による費用対効果の算出はできない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	該当する全ての公衆浴場に対して事業の要望を確認するため公募は行わない。
事業担当	（担当部署）生活環境課 環境対策係
	（電話番号）0259-63-3113